

労働者派遣事業の状況に関する情報

算出参考期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

- 派遣労働者の総数 15 人 (令和6年6月1日付)
(東京本社 9人、北海道支店 6人)
- 派遣先事業所総数 8 社 (令和5年度実数)
(東京本社 5社、北海道支店 3社)
- マージン率 (令和6年度)
 - ・労働者派遣に関する料金に平均額 (1日8時間当たり)
16,250 円 (東京本社① 16,500 円 北海道支店① 16,000 円)
 - ・派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間当たり)
10,834 円 (東京本社② 11,000 円 北海道支店② 10,667 円)
 - ・マージン率 (少数点以下第1位未満四捨五入) $(①-②) \div ①$
33.3% (東京本社 33.3% 北海道支店 33.3%)

※マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金ではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料 (厚生年金・介護保険料含む)

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

その他経費

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

- 教育訓練に関する事項 (訓練費用負担額無償・賃金支給有給) (その他別紙有)
 - ・入職時研修 (派遣制度、就業規則、派遣先企業に関する研修、その他) 2 時間
 - ・OA研修 10 時間 ・パソコン・情報処理・翻訳講習 各 10 時間
 - ・キャリアアップ教育訓練 (キャリアコンサルティング相談窓口; 成田 倫教 03-5759-6211)
- その他参考事項 (各種制度あり)
 - ・年次有給休暇・社会保険 (健康保険・厚生年金・雇用保険)
 - ・労働者災害補償保険・定期健康診断・産前産後・育児・介護休業制度
- 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項
 - ・労使協定を締結しているか否か : 労使協定を締結している。
 - ・協定書の有効期間の終期 : 2025年3月31日
 - ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 別表1に定める派遣労働者

CRUAGER GROUP

クルーガーグループ株式会社 代表取締役 辻野 幸一
東京本社・北海道支店
許可番号 (派) 13-315590